

お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員の主任児童委員

5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関との調整役を果たすなど地域の頼れる存在です。市内では、118人の民生委員・児童委員が活動しています。民生委員・児童委員の役割や活動内容についてお知らせします。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。現在118人の委員が3地区の民生委員・児童委員協議会に分かれ、ボランティアとして活動しています。

また、民生委員は、児童委員を兼ねています。その中で、主任児童委員は、児童福祉関係を専門に担当します。

現在、主任児童委員として8人が地域で子どもや子育て家庭をサポートするなど、その専門知識を生かした活動をしています。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、近年、一人暮らしの高齢者の孤独死や児童虐待に対し、地域住民に根ざした活動を生かし、専門的な支援を行っています。民生委員・児童委員の役割は、次のとおりです。

- ・ **社会調査の役割** 担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。
- ・ **相談の役割** 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談のります。

・ **情報提供の役割** 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

・ **連絡通報の役割** 住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体などに連絡し、必要な対応を促す調整の役割を務めます。

・ **調整の役割** 住民の福祉需要に対応し、適切なサービス提供が図られるように支援します。

・ **生活支援の役割** 住民の求める生活支援活動を行い、支援体制をつくりまします。

・ **意見具申の役割** 活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて八潮市民生委員・児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

相談したい時は

住所により担当の民生委員が変わりますので、社会福祉課までお問い合わせください。安心して相談ができる身近な民生委員を紹介します。なお、民生委員は、守秘義務を持って業務を行うことから相談内容が他に漏れることはありませんので、ご安心ください。

身近な民生委員にご相談を!

八潮市民生委員・児童委員協議会
会長 島田明さん



民生委員として13年間、八潮市民生委員・児童委員協議会の会長として6年間活動している島田明さんに、活動の様子についてお話を伺いました。

● **民生委員になったきっかけ**
民生委員になる前は、町会長や町会自治会連合会会長などを務めていました。

その後、これまでの経験を生かし、お世話になった地域の皆さんに恩返しをしたいと思い、最も身近な相談・支援者である民生委員・児童委員を引き受けました。

● **どのような活動をされていますか。**
市で開催するさまざまなイベントや町会の行事などに参加するほか、国・県主催の研

修会や会議などに出席して意見交換などを行っています。また、民生委員活動としては、主に一人暮らしの高齢者のお宅を訪問するなど、高齢者などへの声掛けを行っています。

常に、公正に誰に対しても分け隔てなく、平等に接しています。なお、活動上知り得た個人情報や、家族との何気ない会話などからでも漏れることのないよう、細心の注意を払いながら活動をしています。

● **今後の八潮市民生委員・児童委員協議会の活動方針について教えてください。**
地域の絆や支え合いの重要性が高まっています。このような中、各地区の民生委員・児童委員協議会の会長、役員や行政などの関係機関と一層の連携を図りながら、地域福祉のさらなる増進に努めていきたいと思っています。

● **市民の皆さんにメッセージをお願いします。**
地域福祉の推進には、「自助・共助・公助」の適切な役割分担のもと、「市民・地域・行政」が丸となり、一人ひとりが地域のことを考え、安全・安心な生活を目指して行動していくことが大切だと考えています。

問 社会福祉課 ☎316

市工業振興基金による支援制度

工業の振興に向け、ISO認証取得事業などに対して基金による支援を行います。

【対】 次の要件のすべてに該当する方

- ▼ 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業の方
- ▼ 申込日現在、市税の滞納がない方
- ▼ 他の制度による助成を受けていない方
- ▼ 4月から平成27年2月末日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方

<対象事業>

- 産学官共同研究事業
市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究
- 国際規格等認証取得事業
市内の中小企業が、ISO9001・14001、エコアクション21の認証を新規取得
- 工業新製品開発事業
市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発
- 経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
機械装置、工具器具の購入または修繕費

<補助額>

- 産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業
経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額30万円)
- エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額10万円)

【申】 5月14日から6月30日までに、商工観光課 ☎(479)へ※予算枠に達し次第締め切り

中小企業不況対策融資制度

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資のあっせんを行います。

【対】 次の要件のすべてに該当する方

- ▼ 最近3か月の月平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少、かつ前年同期と比べて5パーセント以上減少している方
- ▼ 市内で1年以上事業を営んでいる方
- ▼ 期限の到来している市税を完納している方など

○ 限度額

1,000万円(運転資金)

○ 償還期間

10年以内(据え置き1年以内含む)

○ 利率

1.2パーセント(平成26年4月現在)

○ 信用保証料

埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助

○ 保証人

原則として個人は不要、法人は代表者のみ

○ 担保

必要に応じて求める

【申】 事前に金融機関に相談のうえ、5月19日から平成27年1月30日までに、商工観光課 ☎(479)へ※予算枠に達し次第締め切り

